

## 2006年10月30日 教育基本法・特別委員会傍聴記

質問者：自民（大島委員、鈴木委員）、公明（西委員）、  
民主（鳩山委員、野田委員、笠委員、牧委員）、共産（志位委員）、  
社民（保坂委員）、国民新（糸川委員）

### 1 立法事実について

#### (1) 時代の変化

- ・ 鳩山（由）委員：科学技術の進歩や情報化というが、政府案のどこが対応する  
のか

伊吹文科大臣：ライフスタイルが変わった。自分でやっていたことが、税金を納めることによってパブリックセンターで代替してくれるようになり、他人に依存する社会的風潮がある。もう一度自立自助を見直す。

#### (2) 未履修問題

- ・ 安倍首相：短期的に受験で良い結果を出そうとして、ルールを破ることを学校が奨励した。

#### (3) いじめ問題

- ・ 志位委員：いじめを同僚教師に相談できない雰囲気がある。学校が管理社会になってしまい、いじめを表沙汰にすると自分の業績評価に影響してしまう。いじめの件数が多いか少ないかで学校と教員が評価されるため、いじめの実態をみえなくさせ、教師集団が協力して対処させることを困難にさせている。

伊吹文科大臣：志位先生がおっしゃるようなことだから隠蔽が行われるのか、教師が規範意識をもっていないから隠蔽しているのか、これは見方がある。

- ・ 志位委員：いじめの原因の一つとして、子ども達が非常に強いストレスを感じている。

安倍首相：子ども達が自ら命を絶つという現状について、ストレスとの関係は私は今の段階では何とも申しようがない。

教育再生会議においても対応策について今議論して頂いている。

**〔私見〕** 政府は、未履修やいじめの問題をもっぱら「規範意識の欠如」（未履修は教師の、いじめはこどもの規範意識の欠如）が原因であるとしている。教育基本法を「改正」して規範意識を教えれば解決するという理屈であるが、問題を個人の意識に矮小化することで背景に遡った問題解決が出来なくなってしまうのではないか。

しかも、教育の根本法規の議論をしているなか、これだけ教育現場で具体的な問題が起こっているのに、その原因や解決策はすべて教育再生会議の議論に任せるといふのなら、何のために教育基本法を改正するのか理解に苦しむ。また、教育の根本法規の改正をまだ国会で審議しているのに、具体的な教育制度の改革を先行的に内閣主導で議論するというのも、議会制民主主義軽視との批判は免れない。

## 2 自民党と公明党は同床異夢では？

### (1) 教育の目的について

西委員：公明党は、第1に人間のための教育を目指す。これは戦前の富国強兵や戦後の経済至上主義のような教育を国家の手段として位置づけるのではなく、一人ひとりの子どもの無限の可能性を開いて、子どもの幸せそれ自体を目的とする教育を目指す。

第2は現場を重視した教育を目指す。第3は社会に開かれた教育を目指す。

伊吹文科大臣：全く異論はない。

### (2) 愛国心について

安倍首相：子どもの内面を評価するのではなく、日本の伝統や文化を調べたり勉強する姿勢について評価する。

西委員：国を愛すべきと子どもに教えるのが大事でなく、子どもが愛せる国を大人がつくっていく気概が必要

【私見】 公明党が目指す「人間のための教育」や愛国心に対する考え方と政府案とに整合性があるとは思えない。

もし、公明党が政府の「全く異論はない。」などという言葉だけの同意で納得してしまうようなら、政党として政策をどれだけ真剣に政策を捉えているのか問われることになる。

### 3 愛国心はやはり教え教え込む。

野田委員：政府案の『態度』は見せかけだけになるので、『心』を養う民主党案が優れている。

安倍首相：政府案も心を教えないということでは当然無い、心があって初めて態度に出てくる。そういう教育を行うべきである。

### 4 政府案の前提とする「伝統」

伊吹文科大臣：日本は「一国一文化」の異質な国。このなかで私たちが守ってきた規範というか、祖先から受け継がれてきた社会を律する法律を超える大きな価値をもう一度日本社会に取り戻したい。

【私見】 日本が「一国一文化」の国であるという認識は、アイヌの文化や沖縄の文化を考えただけでも事実誤認であることが分かる。政府案の言う「伝統」がこのようにこの国に住む人の多様性を捨象し、「一国一文化」であることを強要するものだとすると愛国心と並んで偏狭な教育がなされるおそれがある。

### 5 その他、気になったやり取り

#### (1) 民主党のスタンスについて

大島委員：(民主党に対し) 前国会で町村理事が協議会をやろうと問いかけた。お互いに謙虚に話し合いながら成案をまとめることこそ政治

の責任では。

鳩山（由）委員：私たちは、時間の引き延ばしをしたいとか、そういうつもりで考えているわけでは全くない。ただ、公党間で勝手にまとめましょう、ということではなくて、衆参両院に調査会でもつくって議論を詰めていく必要がある。

大島委員：立法機関で議論をしている。一定の議論をし、議論がある程度整理された暁には、そこは現場の政治家として分かるでしょう。この問題にはもはや結論を出す国会だと思う。

鳩山（由）委員：もし日本国教育基本法案そのまま結構だという話をして頂けるなら、もう明日にでも成立させて頂いてもかまわない。

## (2) 教育基本法「改正」と憲法「改正」との関係

鳩山（由）委員：小泉首相からは、教育基本法を数十年持つような中身にしたいという話があった。一方、当時の小坂文科大臣からは、まずこれをあげて頂く、憲法改正が数年後になされたときに、教育の議論も当然なされてそこで変更されるならば、またそのときに教育基本法を変えればいいと話があった。数十年もたせるべく、教育基本法改正を議論するのか、数年間もたせてまた変えればいいという議論なのか。

安倍首相：我々の憲法改正草案と教育基本法改正案は基本的に矛盾が生じるものではない。

（文責 弁護士 小林 善亮）